

介護認定申請をされた方へお願い

各務原市 H28.2 月

介護度は、認定調査と主治医意見書が整い次第、介護認定審査会が決定します。

1 主治医意見書

◎認定申請された方は、主治医へ認定申請を行ったことをお伝えください。

伝え方（例）

「私は、市役所で介護認定申請をしてきました。主治医意見書の作成を市から依頼されると思います。」

2 認定調査

全国共通の調査項目です。公平公正・客観的な調査のため、（更新申請の場合でも）調査員に認定情報等を教示しておりません。あらかじめご承知おきください。

（1）緊張して言いたいことを忘れてしまう方がいらっしゃいます。

困っていることをメモしておいてください。

【こんなことお聞きします】

麻痺などの有無	拘縮の有無	寝返り	起き上がり	座位保持
両足での立位保持	歩行	移乗	移動	下
食事摂取	排泄	排便	清潔	外出頻度
意思の伝達	記憶・理解	薬の内服	金銭管理	など。

（2）認定調査の結果は、介護度の判定基準資料となります。ありのままの状態を教えてください。例えば、身体の状態について動作確認をすることがありますが、できない場合は無理をして行わず、「できない」と調査員にお伝えください。

（3）ここ1週間～最大1カ月間の状況についてお聞きしています。

2～3ヶ月前の出来事は、介護度に反映されません。

（4）頻度と介護の手間について、詳しく教えてください。

例えば、トイレの一日の回数や、物をなくしてしまい探し物を週に何回しているのか、同じことを何度も聞いてしまう回数が一日に何回あるのか、あるいは週に何回あるのかなど、頻度と介護の手間について教えてください。

（5）つえや電動ベッドなど、補装具を利用している場合は教えてください。

3 立会人の方へ

(1) 調査の日程調整は、市役所、または委託事業所（※市外にも委託しています）から連絡が入ります。携帯電話から連絡をすることもあります。

(2) 病気や認知症、失禁の状況など、デリケートな内容をご本人の前で話しにくいことは、別の場所でお聞きしますので、調査員にその旨お伝えください。（介護の手間について教えてください。）

(3) 調査当日に、普段できないことができてしまった場合、またはできなかった場合は、普段の状況を調査員に教えてください。

メモ（忘れないようにメモしておきましょう） 身の状態	
生活面（着替えやトイレなど）	
もの忘れや困っている行動	
薬や金銭管理	
医療行為（透析など）	